

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良事業計画の縦覧
身体障害者福祉法による医師の指定
ブルセラ病検査等の実施
昭和三十二年度自給飼料増産計画
家畜人工授精師の免許等
土地の立ち入り測量
- ◇選管告示 政党、協会、その他の団体の解散の際の
収支報告書要旨
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条

第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十二年三月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名および住所

国分寺土地改良区

理事 治部田 繁 美 岩美郡津ノ井村大字杉崎

就任した役員の名および住所

国分寺土地改良区

理事 安 木 薫 岩美郡国府町大字国分寺

長野土地改良区

理事長 井上 節 雄 西伯郡逢坂村大字松河原

理事 井上 哲 二

” 徳 永 金 重 ”

” 長 原 茂 ”

” 林 原 熊 一 ”

” 監 事 松 本 康 治 ”

” 井 上 顕 次 ”

松河原 豊成
松河原 豊成
松河原 豊成

鳥取県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、散岐村山上土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年三月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覧期間

昭和三十三年三月六日から同年三月二十五日まで

三 縦覧場所

八頭郡河原町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて

知事に申し立てること。

鳥取県告示第九十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定にもとづき、身体障害者が診断をうける医師を次のとおり指定した。

昭和三十三年三月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名 氏名 住 所 指定年月日

外科 中川 俊美 鳥取市古市一番地 昭和三十三年
市立鳥取市民病院 二月十五日

鳥取県告示第九十三号

次のように結核病、ブルセラ病検査及び炭そ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛、馬の所有者に対して検査及び注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年三月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び炭そ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病、ブルセラ病検査―搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。但し生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。
炭そ予防注射―牛、馬。但し生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び駆除の方法
結核病 検査―ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ病検査―ブルセラ急速凝集反応検査
及び試験官法検査
炭そ予防注射―炭そ第二予防液皮内注射

別表

結核病、ブルセラ病検査

検査月日	検査区域	検査場所
三月十一日	三月十四日	八頭郡智頭町 同上
十二日	十五日	用瀬町
十三日	十六日	河原町
十五日	十八日	郡家町
十六日	十九日	若桜町
十九日	二十二日	丹比村
二十日	二十三日	八頭村
二十二日	二十五日	船岡町
二十三日	二十六日	鹿野町
十二日	十五日	気高郡気高町
十三日	十六日	鹿野町
十七日	二十日	青谷町
十九日	二十二日	気高町

十二日	十五日	米子市				炭そ 予防注射
十三日	十六日	"				実施期日 実施区域 実施場所
十九日	二十二日	西伯郡岸本町				三月九日 気高郡気高町 同上
二十日	二十三日	"				十一日 " " " "
二十一日	二十四日	米子市 会見町				十二日 " 鹿野町 " " " "
二十二日	二十五日	西伯郡西伯町				十三日 " " " " " "
二十五日	二十八日	岸本町				十四日 " " " " " "
二十七日	三十日	伯仙町				十五日 " " " " " "
二十九日	四月一日	米子市				十六日 " " " " " "
十二月	三月十五日	米子市				
十三日	十六日	"				
十九日	二十二日	"				
二十三日	二十六日	"				
二十五日	二十八日	境港市				
二十七日	三十日	米子市				
二十九日	四月一日	境港市				

鳥取県告示第九十四号
 大山山麓集約酪農地域の昭和三十二年度自給飼料増産計画を酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）第九条の規定により次のとおり告示する。
 昭和三十二年三月五日
 鳥取県知事 遠 藤 茂
 大山山麓集約酪農地域
 昭和三十二年自給飼料増産計画

(一) 飼料作物、種類別、地目別作付予定面積

市町村別	水田		旱作		普通		畑(輪作)		飼料専用畑		園		地		合 計	備考 単位は町数とする。	
	粟	大麦	粟	大麦	粟	大麦	根菜類	禾穀類	クワ	ソバ	クワ	ソバ	根菜類	青刈麦類			
吉野町	31.0		31.0	62.0	15.5	15.5	31.0	15.5	77.5	15.5	15.5	3.1	3.1	9.3	3.1	18.6	173.6
三朝町	10.0		11.0	21.0	6.0	6.0	12.0	5.0	29.0	6.0	6.0	1.0	1.0	4.0	1.0	7.0	63.0
北条町	2.8			2.8	5.5	5.5	7.7	5.5	24.2	1.1	1.1	0.6	0.6	0.6	1.2	3.0	31.1
大栄町	5.0			5.0	11.8	11.8	16.5	11.8	51.9	2.3	2.3	1.2	1.2	1.2	2.4	6.0	65.2
由良町	4.0			4.0	8.1	8.1	11.3	8.1	35.6	1.6	1.6	0.8	0.8	0.8	1.6	4.0	45.2
東伯町	25.3			25.3	51.5	51.3	71.8	51.3	225.7	10.2	10.2	5.1	5.1	5.1	10.2	20.0	281.6
赤山町	6.2			6.2	12.5	12.5	17.5	12.5	55.0	2.5	2.5	1.2	1.2	1.2	2.4	4.8	68.5
中子町	4.0			4.0	8.1	8.1	11.5	8.1	35.6	0	0	1.6	1.6	1.6	4.8	8.78	39.6
米子市	16.6		16.6	33.2	8.3	8.3	16.6	8.3	41.5	8.3	8.3	1.7	1.7	1.7	6.8	95.1	87.8
坂井町	8.7		8.7	16.6	17.3	17.3	24.2	17.3	76.1	3.5	3.5	0.5	0.5	0.5	2.0	103.1	95.1
名和町	20.0		20.0	30.0	16.0	16.0	23.1	16.0	71.1	0	0	0.5	0.5	0.5	2.0	103.1	103.1
大瀬町	43.6		43.6	87.2	43.6	43.6	43.6	43.6	174.4	0	0	1.0	1.0	1.0	4.0	52.0	261.6
仙崎町	9.6		9.6	19.2	4.8	4.8	9.6	4.8	24.0	4.8	4.8	1.0	1.0	1.0	4.0	52.0	52.0
吉津村	18.6		18.6	27.9	9.3	9.3	18.6	9.3	46.5	5.0	5.0	0.2	0.2	0.2	0.8	7.94	79.4
本見町	2.0		2.0	4.0	1.0	1.0	2.0	1.0	5.0	0.4	0.4	1.0	1.0	1.0	5.0	10.2	10.2
西会町	20.0		20.0	40.0	6.0	6.0	12.0	6.0	30.0	0	0	0.5	0.5	0.5	2.5	38.0	38.0
伯口町	6.0		6.0	14.2	6.1	6.1	6.1	3.0	21.3	0	0	0	0	0	0	26.6	26.6
江府町	8.0		8.0	8.0	3.1	3.1	3.1	3.1	18.6	0	0	0	0	0	0	23.8	23.8
計	233.5		233.5	425.7	244.0	247.1	247.7	236.9	1,078.8	61.2	61.2	19.5	11.6	1.5	28.7	27.9	89.7

鳥取県告示第九十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条並びに同法第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許並びに家畜人工授精所の開設を許可した。

昭和三十三年三月五日

鳥取県知事 遠藤 茂

家畜人工授精師免許の部	住	所	氏名
免許番号			
家畜人工授精師として業務を行う家畜の種類			

四〇一	牛	東伯郡大栄町大字西高尾四六一	長谷川 武
四〇二	"	倉吉市鴨河内二、六二二	内田 実
四〇三	"	東伯郡赤碕町大字八幡八七	橋本 信市
四〇四	"	"	赤松 俊昌

家畜人工授精所開設許可の部

許可番号 家畜人工授精所の名称

住 所

氏名

一三七	大下家畜人工授精所	日野郡根雨町大字舟場七二	大下 勅雄
一三八	中央	倉吉市越中町一、一二二ノ五	岩本 幸太郎

鳥取県告示第九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により次の区域の土地に立ち入り測量および物件の調査を実施する旨^{中国}地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十三年三月五日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 起業者 建設大臣
- 一 事業の種類 一級国道九号線改良工事
- 一 立ち入ろうとする土地の区域
米子市、西伯郡日吉津村、淀江町、大山町、名和町、逢坂村、東伯郡中山村、東伯町、由良町、大栄町、北条町、羽合町、泊村、赤碕町
- 一 立ち入ろうとする期間 昭和三十三年三月一日から昭和三十三年三月末日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十三年三月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

政党、協会、その他の団体の収支に関する報告書要旨

一種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二期間 昭和三十三年一月一日から昭和三十三年二月十八日まで

三 報告書の要旨

日本社会党鳥取支部	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		報告書受理年月日
	1円	件数	1円	件数	1円	件数	1円	件数	
	1	総額	1	総額	1	総額	1	総額	昭三二、二、二三

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者 該当なし

(二) 支出 該当なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年三月五日

鳥取県教育委員会委員長 米原 稔

一 日時 昭和三十三年三月六日 午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会会議室

一 議題 昭和三十三年教育予算について

その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取